The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞中華民国（台湾）「刑事訴訟法」（3）
Author(s)	胡, 逸維
Citation	阪大法学. 2025, 74(5), p. 157-203
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100310
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

翻　　訳

中華民国（台湾）「刑事訴訟法」（３）

胡　　逸維

刑事訴訟法　2023（民国112）年12月27日

第一編　総則
　第一章　法例（第１条―第３条の１）
　第二章　法院の管轄（第４条―第16条）
　第三章　法院職員の忌避（第17条―第26条）
　第四章　弁護人、補佐人及び代理人（第27条―第38条の１）
　第五章　文書（第39条―第54条）
　第六章　送達（第55条―第62条）
　第七章　期日及び期間（第63条―第70条）
　第八章　被告人の召喚及び勾引（第71条―第93条の１）
　第八章の一　出国、出港制限（第93条の２―第93条の６）
　第九章　被告人の尋問（第94条―第100条の３）
　第一〇章　被告人の勾留（第101条―第121条）（以上、74巻１号）
　第一〇章の一　一時的な留置（第121条の１―第121条の６）
　第一一章　捜索及び差押え（第122条―第153条）
　第一二章　証拠
　　第一節　通則（第154条―第174条）
　　第二節　人証（第175条―第196条の１）
　　第三節　鑑定及び通訳（第197条―第211条の１）
　　第四節　検証（第212条―第219条）
　　第五節　証拠保全（第219条の１―第219条の８）
　第一三章　裁判（第220条―第227条の１）（以上、74巻２号）
第二編　第一審
　第一章　公訴
　　第一節　捜査（第228条―第263条）
　　第二節　起訴（第264条―第270条）
　　第三節　公判（第271条―第318条）

第二章　自訴（第319条―第342条）
第三編　上訴
第一章　通則（第344条―第360条）
第二章　第二審（第361条―第374条）
第三章　第三審（第375条―第402条）（以上、本号）
第四編　抗告（第403条―第419条）
第五編　再審（第420条―第440条）
第六編　非常上告（第441条―第448条）
第七編　簡易手続（第449条―第455条の１）
第七編の一　協議合意手続（第455条の２―第455条の11）
第七編の二　没収特別手続（第455条の12―第455条の37）
第七編の三　被害者の訴訟参加（第455条の38―第455条の47）
第八編　執行（第456条―第486条）
第九編　附帯民事訴訟（第487条―第512条）

第二編　第一審

第一章　公訴

第一節　捜査

第228条（捜査の端緒）

１　検察官は、告訴、告発、自首またはその他の事情により犯罪の嫌疑があることを知ったときは、直ちに捜査を開始しなければならない。

２　前項の捜査については、検察官は期間を限定して検察事務官、第230条の司法警察官または第231条の司法警察に対して、犯情を調査し、証拠を収集し、報告書を提出することを命ずることができる。必要なときは、関連する一件記録及び証拠物を送付することができる。

３　捜査を実施するについて必要があるのでなければ、先に被告人を召喚して尋問をすることはできない。

４　被告人が召喚を受け、自首または自ら出頭する場合には、検察官が尋問した後に、第101条第１項各号または第101条の１第１項各号に定める事情のいずれかがあるが、勾留を請求する必要がないと認めるときは、保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限することができる。ただ

し、勾留の必要があると認めるときは、逮捕をすることができ、逮捕の根拠とする事実を被告人に告知した後に、法院に対してこれを勾留することを請求することができる。第93条第２項、第３項、第５項の規定は、本項の場合についてこれを準用する。

第229条（検察官の捜査に協力する司法警察官）

１　次の各人員は、その管轄区域内において司法警察官として、検察官の犯罪捜査に協力する職権を有する。

一　警政署[35]署長、警察局局長または警察総隊総隊長。

二　憲兵隊長官。

三　法令により、特定の事項に関して前２号の司法警察官に相当する職権を行うことができる者。

２　前項の司法警察官は、取調べの結果を管轄検察官に移送しなければならず、勾引または逮捕された犯罪嫌疑者を受け取ったときは、特段の規定があるものを除き、管轄検察官に引致しなければならない。ただし、検察官がその引致を命じたときは、直ちに引致しなければならない。

３　被告人または犯罪嫌疑者が勾引または逮捕されていないときは、引致することはできない。

第230条（検察官の指揮を受ける司法警察官とその権限）

１　次の各人員は、司法警察官として、検察官の指揮を受け、犯罪を捜査しなければならない。

一　警察官長。

二　憲兵隊官長、士官。

三　法令により、特定の事項に関して司法警察官の職権を行うことができる者。

２　前項の司法警察官は、犯罪の嫌疑があることを知ったときは、直ちに捜査を開始し、取り調べた状況を管轄検察官及び前条の司法警察官に報告しなければならない。

３　前項の取調べを実施するために必要なときは、犯行現場を封鎖し、即時に検証を行うことができる。

翻　　訳

第231条（検察官・司法警察官の命令を受ける司法警察とその権限）

１　次の各人員は、司法警察として、検察官及び司法警察官の命令を受け、犯罪を捜査しなければならない。

一　警察。

二　憲兵。

三　法令により、特定の事項に関して司法警察の職権を行うことができる者。

２　司法警察は、犯罪の嫌疑があることを知ったときは、直ちに捜査を開始し、取り調べた状況を管轄検察官及び司法警察官に報告しなければならない。

３　前項の取調べを実施するために必要なときは、犯行現場を封鎖し、即時に検証を行うことができる。

第231条の１（取調べに不備がある場合の補足等）

１　検察官は、司法警察官または司法警察が移送または報告する事件に対して、取調べに不備があると認めるときは、一件記録及び証拠物を差し戻し、それに補足をすることを命じ、またはその他の司法警察官もしくは司法警察に取調べをさせることができる。司法警察官または司法警察は、補足または取り調べた後に、再度移送または報告をしなければならない。

２　前項の補足または取調べについては、検察官は時間を制限することができる。

第232条（告訴権者①）

犯罪の被害者は、告訴をすることができる。

第233条（告訴権者②）

１　被害者の法定代理人または配偶者は、独立して告訴をすることができる。

２　被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の血縁、３親等内の傍系の血縁、２親等内の姻族または家長、家族が告訴をすることができる。ただし、告訴を待って論ずる罪については、被害者の明示の意思に反してはならない。

第234条（告訴権者③）

１　刑法第230条の風俗妨害罪については、次の者でなければ、告訴をすることはできない。

一　本人の直系の血縁の尊属。

二　配偶者またはその直系の血縁の尊属。

２　刑法第240条第２項の婚姻及び家庭妨害罪については、配偶者でなければ、告訴をすることはできない。

３　刑法第298条の自由妨害罪については、被略取者の直系の血縁、３親等内の傍系の血縁、２親等内の姻族または家長、家族も告訴をすることができる。

４　刑法第312条の名誉及び信用妨害罪については、死亡した者の配偶者、直系の血縁、３親等内の傍系の血縁、２親等内の姻族または家長、家族は、告訴をすることができる。

第235条（告訴権者④）

被害者の法定代理人が被告人であり、または当該法定代理人の配偶者または４親等内の血縁、３親等内の姻族または家長、家族が被告人であるときは、被害者の直系の血縁、３親等内の傍系の血縁、２親等内の姻族または家長、家族は、独立して告訴をすることができる。

第236条（告訴権者の指定）

１　告訴を待って論ずる罪については、告訴をすることができる者がおらず、または告訴をすることができる者が告訴権を行使することができないときは、管轄検察官は、利害関係者の請求または職権により、告訴を代行する者を指定することができる。

２　第233条第２項ただし書の規定は、本条についてこれを準用する。

第236条の１（告訴の代理）

１　告訴は、代理人を委任してこれをすることができる。ただし、検察官または司法警察官は、必要と認めるときに、本人に出頭することを命ずることができる。

２　前項の委任は、委任状を検察官または司法警察官に提出しなければならず、この場合においては、第28条、第32条の規定を準用する。

第236条の２（告訴権者の指定についての制限）

前条及び第271条の１の規定は、告訴を代行する者を指定するについてこれを適用しない。

第237条（告訴期間、告訴期間の独立）

１　告訴を待って論ずる罪については、その告訴は、告訴をすることができる者が犯人を知った時から、６ヶ月以内にこれをしなければならない。

２　告訴をすることができる者が数人あり、その中の１人が期間を徒過した場合には、その効力は他の者に及ばない。

第238条（告訴の取下げ）

１　告訴を待って論ずる罪については、告訴人は、第一審の弁論終結前に、その告訴を取り下げることができる。

２　告訴を取り下げた者は、さらに告訴をすることができない。

第239条（告訴の不可分）

告訴を待って論ずる罪については、共犯の１人に対して告訴または告訴を取り下げた場合には、その効力は、その他の共犯に及ぶ。

第240条（告発）

何人であると問わず、犯罪の嫌疑があることを知ったときは、告発をすることができる。

第241条（公務員の告発義務）

公務員は、職務を行うことにより犯罪の嫌疑があることを知ったときは、告発をしなければならない。

第242条（告訴、告発の方式）

１　告訴、告発は、書面または口頭で検察官または司法警察官に対してこれを行わなければならず、口頭でこれを行うときは、調書を作成しなければならない。口頭による告訴、告発の便宜を図るため、申告ベルを設置することができる。

２　検察官または司法警察官は、捜査を実施するには、犯罪事実の全部または一部が告訴を待って論ずる罪であり、告訴がされていないことを発見したときは、被害者またはその他の告訴をすることができる者が出頭して陳述する時に、その者に告訴をするかどうかを尋問し、調書に明記しなければならない。

３　第41条第２項ないし第４項及び第43条の規定は、前２項の調書についてこれを準用する。

第243条（外国代表者等の告訴の特別方式）

１　刑法第116条（外国元首、使節に対する傷害、自由妨害、名誉毀損に関する罪）及び第118条（外国国章損壊に関する罪）の請求を待って論ずる罪については、外国政府の請求は、外交部長を経て司法行政最高長官に書面をもって請求し、管轄検察官に知らせることができる。

２　第238条及び第239条の規定は、外国政府の請求についてこれを準用する。

第244条（自首）

自首は、検察官または司法警察官に対してこれをしたときは、第242条の規定を準用する。

第245条（捜査非公開の原則）

１　捜査は、これを公開しない。

２　被告人または犯罪嫌疑者の弁護人は、検察官、検察事務官、司法警察官または司法警察が当該被告人または犯罪嫌疑者を尋問する時に、立ち会うことができ、意見を陳述することができる。ただし、その立ち会いが国家機密を害し、または証拠の隠滅、偽造、変造または共犯もしくは証人と結託し、または他人の名誉を害するおそれがあると認めるに足りる事実があり、またはその行為が不当で捜査の秩序に影響を与えるに足りるときは、これを制限または禁止することができる。

３　検察官、検察事務官、司法警察官、司法警察、弁護人、告訴代理人またはその他捜査の手続において法により職務を執行する者は、法令により、または公共の利益を維持し、若しくは適法な権益を保護するについて必要があるときを除き、捜査中に職務を執行することによって知り得た事項について、公開または法定の職務を執行するについて必要な範囲以外の者に漏らしてはならない。

４　捜査中に、被告人または犯罪嫌疑者を尋問するときは、尋問の日、時及び場所を弁護人に通知しなければならない。ただし、事情が急迫であるときは、この限りでない。

５　第１項の捜査非公開作業の弁法は、司法院が行政院と協議してこれを定める。

第246条（所在尋問）

被告人が出頭することができない、またはその他の必要な事情があるときは、その所在場所においてこれを尋問することができる

第247条（捜査事項報告の要請）

捜査の事項に関しては、検察官は、管轄機関に対して必要な報告をすることを要請することができる。

第248条（証人、鑑定人の尋問）

１　証人、鑑定人を尋問するときに、被告人が立ち会った場合には、被告人は、自ら尋問をすることができ、尋問に不当があるときは、検察官は、これを禁止することができる。

２　証人、鑑定人については、公判時に尋問することができないと思料されるときは、被告人に立ち合うことを命じなければならない。ただし、証人、鑑定人が被告人の前において、自由に陳述することができないおそれがあるときは、この限りでない。

第248条の１（被害者の尋問、質問）

１　被害者が捜査中に尋問または質問を受けるときは、その法定代理人、配偶者、直系もしくは３親等内の傍系の血縁、家長、家族、医師、心理師、カウンセラー、ソーシャルワーカーまたはその信頼する者が、被害者の同意を得た後に、付き添いをすることができ、意見を陳述することができる。

２　前項の規定は、付き添いをすることができる者が被告人である、または検察官、検察事務官、司法警察官または司法警察がその立ち会いについて、捜査の手続を妨げるおそれがあると認めるときは、これを適用しない。

第248条の２（捜査中の修復的司法）

１　検察官は、捜査中に事件を調停に移送することができ、また、被告人及び被害者の請求により、適切な機関、機構または団体に付託して修復を行うことができる。

２　前項の修復の請求は、被害者が行為無能力者、制限行為能力者または死亡したときは、その法定代理人、直系の血縁または配偶者がこれを行うことができる。

第248条の３（捜査中の被害者の保護）

１　検察官は、捜査中に、被害者及びその家族のプライバシーの保護に注意しなければならない。

２　被害者が捜査中に尋問を受けるときは、検察官は、被害者の請求または職権により、事件の情状及び被害者の心身の状態を斟酌した後、遮へい設備を用い、被害者を被告人、第三者と適当に隔離することができる。

３　前２項の規定は、検察事務官、司法警察官または司法警察が取り調べるときに、これを準用する。

第249条（捜査に関する補助）

捜査を実施するには、急迫の事情がある場合は、その場または付近にいる者に対して、相当な補助をすることを命ずることができる。検察官は、必要なときは、付近の軍事長官に対して、軍隊を派遣して補助をすることを要請することができる。

第250条（他管通知、移送）

検察官は、犯罪の嫌疑があることを知ったが、その管轄に属していない、または捜査を開始した後に、事件がその管轄に属していないと認めた場合は、管轄検察官に通知または移送しなければならない。ただし、急迫の事情があるときは、必要な処分をしなければならない。

第251条（公訴の提起）

１　検察官は、捜査によって得た証拠により、被告人に犯罪の嫌疑があると認めるに足りるときは、公訴を提起しなければならない。

２　被告人の所在が不明であるときも、なお公訴を提起しなければならない。

第252条（絶対的不起訴の処分）

事件に次の事情のいずれかがあるときは、不起訴の処分をしなければならない。

一　確定判決を経たとき。

二　時効が完成したとき。

三　大赦があったとき。

四　犯罪後の法律により刑が廃止されたとき。

五　告訴または請求を待って論ずる罪については、その告訴もしくは請求が取

り下げられ、または告訴期間が過ぎたとき。

六　被告人が死亡したとき。

七　法院が被告人に対して裁判権を有しないとき。

八　行為が罰せられないとき。

九　法律によりその刑を免除すべきとき。

一〇　犯罪の嫌疑が不十分なとき。

第253条（相対的不起訴の処分①）

第376条第１項各号に規定する事件について、検察官は、刑法第57条[36]に挙げられる事項を参酌し、不起訴を適当と認めるときは、不起訴の処分をすることができる。

第253条の１（起訴猶予）

１　被告人の犯した罪が死刑、無期懲役または主刑が３年以上の有期懲役に当たる以外の罪であり、検察官が、刑法第57条に挙げられる事項及び公共の利益の維持を参酌し、起訴猶予を適当と認めるときは、１年以上３年以下の起訴猶予の期間を定めて起訴猶予の処分をすることができ、その期間は、起訴猶予の処分が確定した日から起算する。

２　追訴権の時効は、起訴猶予の期間内は進行が停止する。

３　刑法第83条第３項[37]の規定は、前項の停止原因についてこれを適用しない。

４　第323条第１項ただし書の規定は、起訴猶予の期間についてこれを適用しない。

第253条の２（起訴猶予と附帯条件）

１　検察官は、起訴猶予の処分をするときは、被告人に対して、一定の期間内に、次の各号の事項を遵守または履行することを命ずることができる。

一　被害者に謝罪すること。

二　過ちを悔い改める旨の手紙（原文：悔過書）を書くこと。

三　被害者に相当の額の財産を支払い、または非財産的損害を賠償すること。

四　公庫に一定の金額を納付し、管轄検察署が、規定により一定の割合を割り振って関連する公益団体または地方自治団体に補助すること。

五　管轄検察署が指定する政府機関、政府機構、行政法人、コミュニティま

たはその他の公益の目的に符合する機構もしくは団体に対して、40時間以上240時間以下の労務義務を提供すること。

六　禁絶治療、精神治療、心理治療、心理カウンセリング、心理補導またはその他の適切な処遇措置を完了すること。

七　被害者の安全を保護するに必要な命令。

八　再犯予防ための必要な命令。

２　検察官が、被告人に対して、前項第３号ないし第６号の事項を遵守または履行することを命ずるには、被告人の同意を得なければならず、第３号、第４号は民事強制執行の債務名義となることができる。

３　第１項の場合は、起訴猶予の処分書内に付記しなければならない。

４　第１項の期間は、起訴猶予の期間を超えてはならない。

５　第１項第４号の割り振りの割合、収支運用及び監督管理弁法は、行政院が司法院と協議し、あらためてこれを定める。

第253条の３（起訴猶予の取消し）

１　被告人が起訴猶予の期間内に、次の事情のいずれかがあるときは、検察官は、職権または告訴人の請求により、原処分を取り消し、捜査を継続し、または起訴することができる。

一　期間内に、故意に有期懲役以上の刑に処する罪を犯し、検察官が公訴を提起したとき。

二　起訴猶予前に、故意に他の罪を犯し、起訴猶予の期間内に、有期懲役以上の刑の言渡しを受けたとき。

三　第253条の２第１号各号の遵守または履行すべき事項に違反したとき。

２　検察官が起訴猶予の処分を取り消すときに、被告人は、履行した部分について、返還または賠償を請求することができない。

第254条（相対的不起訴の処分②）

被告人が数罪を犯したときに、その一罪について重刑の確定判決を受けた場合は、検察官は、他の犯罪について起訴をしても、執行すべき刑に重大な関係がないと認めるときは、不起訴の処分をすることができる。

第255条（不起訴処分書の作成と送達）

１　検察官は、第252条、第253条、第253条の１、第253条の３、第254条の規定により不起訴、起訴猶予、起訴猶予の取消しまたはその他の法定理由により不起訴の処分をするときは、処分書を作成し、その処分の理由を記載しなければならない。ただし、処分をする前に、告訴人または告発人の許可を得たときは、処分書に処分の要旨のみを記載することができる。

２　前項の処分書は、正本をもって、告訴人、告発人、被告人及び弁護人に送達しなければならない。起訴猶予の処分書は、遵守また履行すべき行為に関わる被害者、機関、団体またはコミュニティに送達しなければならない。

３　前項の送達は、書記官が処分書の原本を受け取った日から、５日を超えてはならない。

第256条（再議の請求とその期間）

１　告訴人は、不起訴または起訴猶予の処分書を受け取った日から10日以内に書面をもって、不服の理由を記載し、原検察官を通じて直近上級の検察署検察長または検察総長に再議を請求することができる。ただし、第253条、第253条の１の処分については、告訴人が同意したときは、再議を請求することはできない。

２　不起訴または起訴猶予の処分について再議を請求することができるときは、その再議期間及び再議の請求の直近上級の検察署検察長または検察総長を告訴人に送達する処分書の正本に記載しなければならない。

３　死刑、無期懲役または主刑が３年以上の有期懲役の事件について、犯罪の嫌疑が足りず、検察官により不起訴の処分がされた、または第253条の１の事件で検察官により起訴猶予の処分がされたときは、再議を請求する者がいないときは、原検察官は、職権によって直ちに直近上級の検察署検察長または検察総長に送付して再議させ、告発人に通知しなければならない。

第256条の１（起訴猶予の取消しの救済）

１　被告人は、起訴猶予の取消しの処分書を受け取った日から10日以内に書面をもって、不服の理由を記載し、原検察官を通じて直近上級の検察署検察長または検察総長に再議を請求することができる。

２　前条第２項の規定は、被告人に送達する起訴猶予の取消しの処分書についてこれを準用する。

第257条（再議の請求についての処理①）

１　再議の請求については、原検察官は、理由があると認めるときは、その処分を取り消さなければならず、前条の場合を除き、捜査を継続し、または起訴をしなければならない。

２　原検察官は、請求を理由がないと認めるときは、当該事件の一件記録及び証拠物を上級検察署検察長または検察総長に送付しなければならない。

３　請求については、前２条の期間を超えたときは、これを却下しなければならない。

４　原検察署検察長は、必要と認めるときは、第２項の規定により送付する前に、自らまたは他の検察官に命じて再捜査もしくは再審査をすることができ、原処分の取消しまたは維持をし、原処分を維持するときは、直ちに送付しなければならない。

第258条（再議の請求についての処理②）

上級検察署検察長または検察総長は、再議を理由がないと認めるときは、これを棄却し、理由があると認めるときは、第256条の１の場合は、原処分を取り消し、第256条の場合は、それぞれ次の処分をしなければならない。

一　捜査に不備があるときは、自らまたは他の検察官に命じて再捜査をする、または原検察署検察官に捜査を続行することを命ずることができる。

二　捜査に不備がないときは、原検察署検察官に起訴することを命ずる。

第258条の１（自訴の提起を許可する請求）

１　告訴人は、前条の棄却の処分に対して不服があるときは、処分書を受け取った日から10日以内に弁護士を委任して理由書を提出し、管轄第一審法院に対して、自訴の提起の許可を請求することができる。

２　法により自訴を提起することができないときは、前項の請求をすることはできない。ただし、第321条前段または第323条第１項前段の場合は、この限りでない。

３　弁護士は、第１項の委任を受け、捜査中の一件記録及び証拠物を閲覧し、

並びに抄録、複製または録画をすることができる。ただし、別件の捜査の非公開またはその他法律により保持すべき秘密に係る事項は、これを制限または禁止することができる。

４　第30条第１項の規定は、第１項及び前項の場合についてこれを準用する。

第258条の２（自訴の提起を許可する請求の取下げ）

１　自訴の提起を許可する請求は、法院が決定する前に、これを取り下げることができる。

２　自訴の提起を許可する請求を取り下げる場合は、書記官は、速やかに被告人に通知しなければならない。

３　自訴の提起を許可する請求を取り下げた者は、自訴の提起の許可をさらに請求することができない。

第258条の３（自訴の提起の許可請求についての処理）

１　自訴の提起の許可請求についての決定は、法院は、合議体をもって、これをしなければならない。

２　法院は、自訴の提起の許可請求を不適法または理由がないと認めるときは、これを棄却しなければならず、理由があると認めるときは、相当な期間を定め、自訴の提起の許可を決定し、正本を請求人、検察官及び被告人に送達しなければならない。

３　法院は、前項の決定をする前に、必要があると認めるときは、請求人、代理人、検察官、被告人または弁護人に口頭または書面により意見を陳述する機会を与えなければならない。

４　法院は、第２項の決定をする前に、必要な取調べを行うことができる。

５　被告人は、第２項の自訴の提起の許可決定に対しては、抗告を提起することができる。棄却の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第258条の４（自訴の規定の準用）

１　請求人が前条第２項後段の決定の定める期間内に、自訴を提起したときは、法院が通知した後に、検察官は、直ちに当該一件記録及び証拠物を法院に送付しなければならず、その審判手続については、第二編第二章の規定を適用し、当該期間内に、自訴を提起しないときは、さらに自訴を提起することができな

い。

２　自訴の提起の許可決定に関与した法官は、その後の自訴の審判に関与することができない。

第259条（不起訴処分、起訴猶予の効力①）

１　勾留されている被告人が不起訴または起訴猶予の処分を受けたときは、勾留が取り消されたものとみなし、検察官は、被告人を釈放し、即時に法院に通知しなければならない。

２　不起訴または起訴猶予の処分をしたときは、直ちに押収物を還付しなければならない。ただし、法律に別段の規定がある場合、再議期間内、再議請求中、法院に対して自訴の提起の許可の請求中、または法院が自訴の提起の許可を決定し、定めた期間内であり、必要な事情があり、または没収すべき、若しくは他の犯罪または被告人を捜査するため留置すべきときは、この限りでない。

第259条の１（没収の請求）

検察官は、第253条または第253条の１により不起訴または起訴猶予の処分をするときは、刑法第38条第２項、第３項[38]の物及び第38条の１第１項、第２項[39]の犯罪収益については、単独で没収を言い渡すことを法院に対して請求することができる。

第260条（不起訴処分、起訴猶予の効力②）

１　不起訴処分が確定した場合、または起訴猶予が期間満了前に取り消されていない場合は、次の事情のいずれかがあるのでなければ、同一事件についてさらに起訴をすることはできない。

一　新たな証拠または新たな事実を発見したとき。

二　第420条第１項第１号、第２号、第４号または第５号に定める再審の理由とすることができる事情があるとき。

２　前項第１号の新たな事実または新たな証拠は、検察官の捜査中に存在していた、または成立していたにもかかわらず、調査、斟酌に至らなかった、及びその後に存在または成立した事実、証拠を指す。

第261条（捜査の停止）

犯罪が成立するかどうかまたは刑罰を免除するかどうかが民事の法律関係によ

るときは、検察官は、民事訴訟が終結するまで、捜査を停止しなければならない。

第262条（捜査終結の制限）

犯人が明らかでないときは、第252条に定める事情があると認められるまで、捜査を終結することはできない。

第263条（起訴状の送達）

第255条第２項及び第３項の規定は、検察官の起訴状についてこれを準用する。

第二節　起訴

第264条（起訴の方式、起訴状とその記載要件）

１　公訴を提起するには、検察官が管轄法院に対して起訴状を提出してこれを行なわなければならない。

２　起訴状には、次の事項を記載しなければならない。

一　被告人の氏名、性別、年齢、本籍、職業、住所もしくは居所またはその他識別に資するに足りる特徴。

二　犯罪事実及び証拠並びに適用すべき罰条。

３　起訴するときは、法院に一件記録及び証拠物を一括して送付しなければならない。

第265条（追起訴）

１　第一審の弁論終結前に、本案と関連する犯罪または本罪の虚偽告訴罪について追起訴をすることができる。

２　追起訴をする場合は、公判期日に口頭でこれを行うことができる。

第266条（起訴の効力の人的範囲）

起訴の効力は、検察官が指定した被告人以外の者に及ばない。

第267条（起訴の効力の物的範囲）

検察官が犯罪事実の一部について起訴するときは、その効力は、全部に及ぶ。

第268条（不告不理の原則）

法院は、起訴されていない犯罪について審判をすることができない。

第269条（起訴の取下げ）

１　検察官は、第一審の弁論終結前に、不起訴をすべきまたは不起訴が適当で

あることを発見したときは、起訴を取り下げることができる。

２　起訴を取り下げるには、取下げ書を提出し理由を記載しなければならない。

第270条（起訴の取下げの効力）

起訴の取下げは、不起訴処分と同一の効力を有し、その取下げ書を不起訴処分書とみなし、第255条ないし第260条の規定を準用する。

第三節　公判

第271条（公判期日の召喚、通知）

１　公判期日には、被告人またはその代理人を召喚し、検察官、弁護人、補佐人に通知しなければならない。

２　公判期日には、被害者またはその家族を召喚し、意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、召喚が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないとき、または出頭を希望しない旨の届け出をしたとき、若しくは法院が必要または適宜でないと認めるときは、この限りでない。

第271条の１（告訴代理人の権限）

１　告訴人は、公判中に代理人を委任し、出頭させて意見を陳述させることができる。ただし、法院は、必要と認めるときは、本人に出頭することを命ずることができる。

２　前項の委任は、委任状を法院に提出しなければならず、この場合においては、第28条、第32条及び第33条第１項の規定を準用する。ただし、代理人が弁護士でないときは、公判中に一件記録及び証拠物を閲覧、抄録または録画することはできない。

第271条の２（公判中の被害者の保護）

１　法院は、公判中、被害者及びその家族のプライバシーの保護に注意しなければならない。

２　被害者が第271条第２項の規定により出頭するときは、法院は、被害者の請求または職権により、事件の情状及び被害者の心身の状態を斟酌し、当事者及び弁護人の意見を聴いた後に、遮へい設備を用い、被害者を被告人、傍聴人から適当に隔離することができる。

第271条の３（公判中の被害者の付き添い）

１　被害者の法定代理人、配偶者、直系もしくは３親等内の傍系の血縁、家長、家族、医師、心理師、カウンセラー、ソーシャルワーカーまたはその信頼する者は、被害者の同意を得た後に、公判中、被害者に付き添いをすることができる。

２　前項の規定は、付き添いをすることができる者が被告人であるときは、これを適用しない。

第271条の４（公判中の修復的司法）

１　法院は、口頭弁論終結前に、事件を調停に移送することができ、また、被告人及び被害者の請求により、検察官、代理人、弁護人及び補佐人の意見を聴いた後に、適切な機関、機構または団体に付託して修復を行うことができる。

２　前項の修復の請求は、被害者が行為無能力者、制限行為能力者であるときまたは死亡したときは、その法定代理人、直系の血縁または配偶者がこれを行うことができる。

第272条（公判期日の猶予期間）

第一回公判期日の召喚状は、遅くとも７日前に送達しなければならず、刑法第61条[40]に挙げられる各罪の事件については、遅くとも５日前に送達しなければならない。

第273条（整理手続）

１　法院は、第一回公判期日前に、被告人またはその代理人を召喚し、並びに検察官、弁護人、補佐人に出頭することを通知し、整理手続（原文：準備程序）を行うことにより、次の各号の事項を行うことができる。

一　起訴効力の及ぶ範囲及び検察官が引用した適用罰条を変更すべきかどうかの事情の有無を判断すること。

二　被告人、代理人及び弁護人に対し、検察官によって起訴された事実について有罪の答弁をするかどうか及び簡易公判手続または簡易判決を適用するかどうかを尋問すること。

三　事件及び証拠の重要な争点を整理すること。

四　証拠能力に関する意見を確かめること。

五　証拠調べの請求を教示すること。

六　証拠調べの範囲、順序及び方法を確認すること。

七　証拠物または証拠とすることができる文書の提出を命ずること。

八　その他審判に関わる事項。

２　前項第４号の場合は、法院が本法の規定により証拠能力がないと認めたときは、当該証拠は、公判期日においてこれを主張することができない。

３　前条の規定は、整理手続を行うについてこれを準用する。

４　第１項の手続が処理する事項は、書記官が調書を作成しなければならず、出頭した者にその記載の末行に近接して署名、捺印または指印させなければならない。

５　第１項の者が、召喚または通知が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないときは、法院は、出頭した者に対して、整理手続を行うことができる。

６　起訴またはその他の訴訟行為について、法律上必要な方式を欠いた場合であっても、その事情について、補正することができるときは、法院は、期間を定め、決定で補正を命じなければならない。

第273条の１（簡易公判手続の決定）

１　被告人の犯した罪が死刑、無期懲役、主刑が３年以上の有期懲役に当たる罪または高等法院が第一審を管轄する事件であるときを除き、前条第１項の手続の進行中に、被告人が起訴された事実について有罪の答弁をしたときは、審判長は、被告人に簡易公判手続の旨を告知することができ、当事者、代理人、弁護人及び保佐人の意見を聴いた後に、簡易公判手続によることを決定することができる。

２　法院は、前項の決定をした後に、原決定をすることができず、またはするのが相当でないと認めるときは、原決定を取り消し、通常手続によりこれを審判しなければならない。

３　前項の場合は、公判手続を更新しなければならない。ただし、当事者に異議がないときは、この限りでない。

第273条の２（簡易公判手続の証拠調べ）

簡易公判手続の証拠調べは、第159条第１項、第161条の２、第161条の３、第

163条の１及び第164条ないし第170条の規定の制限を受けない。

第274条（公判期日前の証拠収集）

法院は、公判期日前に、証拠物を取り寄せ、または提出を命ずることができる。

第275条（公判期日前の立証権利）

当事者または弁護人は、公判期日前に、証拠の提出及び法院に前条の処分の請求をすることができる。

第276条（公判期日前の証人尋問等）

１　法院は、証人が公判期日に出頭することができないと思料するときは、公判期日前にこれを尋問することができる。

２　法院は、公判期日前に、鑑定及び通訳を命ずることができる。

第277条（公判期日前の捜索、押収、検証）

法院は、公判期日前に、捜索、差押え及び検証を行うことができる。

第278条（公判期日前の必要な事項報告の請求）

法院は、公判期日前に、必要な事項について、管轄機関に対して報告することを請求することができる。

第279条（受命法官の指定とその権限①）

１　合議体で審判をする事件については、公判を整理するために、合議体の構成員の１人を受命法官に任じ、公判期日前に、整理手続をさせ、第273条第１項、第274条、第276条ないし第278条に規定する事項を処理することができる。

２　受命法官が整理手続を行う場合は、法院または審判長と同一の権限を有する。ただし、第121条の決定は、この限りでない。

第280条（公判廷の組織）

公判期日には、法官、検察官及び書記官が出廷しなければならない。

第281条（被告人出頭の原則）

１　公判期日には、特段の規定があるものを除き、被告人が出頭しないときは、審判をすることはできない。

２　被告人に代理人の使用を許可する事件については、代理人による出頭が認められる。

第282条（身体の不拘束）

被告人が在廷するときは、その身体を拘束してはならない。ただし、人に看守を命ずることができる。

第283条（被告人の在廷義務）

１　被告人が出廷した後は、審判長の許可を得なければ、退廷することはできない。

２　審判長は、被告人に在廷を命ずるために、相当な処分をすることができる。

第284条（強制弁護の弁護人の在廷義務）

第31条第１項に定める事件については、弁護人が出廷しないときは、審判をすることはできない。ただし、判決を宣告する場合は、この限りでない。

第284条の１（第一審合議体の原則）

１　簡易公判手続、簡易手続及び次の各罪の事件を除き、第一審は、合議体で審判をしなければならない。

一　主刑が３年以下の有期懲役、拘留または専科罰金に当たる罪。

二　刑法第277条第１項の傷害罪。

三　刑法第283条の現場助勢罪。

四　刑法第320条、第321条の窃盗罪。

五　刑法第349条第１項の贓物罪。

六　麻薬危害抑制条例第10条第１項の第一級麻薬[41]の使用罪、第11条第４項の第二級麻薬[42]正味純量20グラム以上の所持罪。

七　刑法第339条、第339条の４、第341条の詐欺罪及び科刑上一罪と関係があるマネーロンダリング防止法（洗銭防制法）第14条、第15条の資金洗浄に違反する罪。

八　マネーロンダリング防止法第15条の１の正当の理由なく口座名義または口座番号を収集する罪。

２　前項第２号、第３号及び第７号の事件については、法院は、事件内容が複雑であるとき、または特殊な事情があると認めるときは、第一回公判期日前に、当事者、弁護人、代理人及び補佐人の意見を聴いた後に、合議体で審判をすることができる。

第285条（公判期日の開始）

公判期日は、事案を朗読することをもって開始する。

第286条（起訴の要旨の陳述）

審判長が第94条により被告人を尋問した後に、検察官は、起訴の要旨を陳述しなければならない。

第287条（権利告知）

検察官が起訴の要旨を陳述した後に、審判長は、被告人に第95条に規定する事項を告知しなければならない。

第287条の１（証拠調べ、弁論手続の分離、合併）

１　法院は、適当と認めるときは、職権または当事者もしくは弁護人の請求により、決定で共同被告人の証拠調べまたは弁論手続を分離または合併することができる。

２　前項の場合は、共同被告人の利害が相反し、被告人の権利を保護する必要があるときは、証拠調べまたは弁論を分離しなければならない。

第287条の２（人証の規定の準用）

法院は、被告人本人の事件について共同被告人を取り調べるときは、当該共同被告人が人証に関する規定を準用する。

第288条（証拠調べ）

１　証拠調べは、第287条の手続が終わった後に、これを行わなければならない。

２　審判長は、整理手続中に当事者の争いがない被告人以外の者の供述については、朗読またはその要旨を告げることをもってこれを代えることができる。ただし、法院が必要のあると認めるときは、この限りでない。

３　簡易公判手続の事件を除き、審判長は、被告人に起訴された事実について尋問するときは、証拠調べの手続の最後にこれを行わなければならない。

４　審判長は、被告人の科刑資料の調査については、前項の事実を尋問した後に、これを行わなければならず、当事者に科刑資料についての証明の方法を示すことを先に教示しなければならない。

第288条の１（証拠調べ後の意見聴取①）

１　審判長は、一証拠調べが終わるごとに、当事者に意見の有無を問わなければならない。

２　審判長は、被告人に有利な証拠を提出することができることを告知しなければならない。

第288条の２（証明力を弁論する権利①）

法院は、当事者、代理人、弁護人または補佐人に、証拠の証明力を弁論する適当な機会を与えなければならない。

第288条の３（証拠調べまたは訴訟指揮に関する異議申立て）

１　当事者、代理人、弁護人または補佐人は、審判長または受命法官の証拠調べまたは訴訟指揮に関する処分に対して不服があるときは、特段の規定があるものを除き、法院に異議を申し立てることができる。

２　法院は、前項の異議についてこれを決定しなければならない。

第289条（弁論）

１　証拠調べが終わった後、次の順序により事実及び法律について弁論することを命じなければならない。

一　検察官。

二　被告人。

三　弁護人。

２　前項の弁論が終わった後、同一の順序により科刑の範囲についてこれを弁論すること命じなければならない。科刑の弁論をする前に、出頭した告訴人、被害者、被害者の家族またはその他法により意見を陳述することができる者に対して、科刑の範囲について意見を陳述する機会を与えなければならない。

３　前２項により弁論が行われたときは、再び弁論をすることができ、審判長も、再び弁論を行うことを命ずることができる。

第290条（被告人の最終陳述）

審判長は、弁論終結を宣告する前に、被告人に陳述するかどうかを問わなければならない。

第291条（弁論の再開）

弁論終結後、必要な事情がある場合は、法院は、弁論を再開することを命ずることができる。

第292条（公判手続の更新①）

1　公判期日には、関与した法官が終日にわたり出廷しなければならず、変更があるときは、公判手続を更新しなければならない。

2　公判期日前の整理手続に関与した法官に変更があるときは、その手続の更新を要しない。

第293条（公判手続の更新②）

審判が一回の期日で終結することができない場合には、特段の事情があるものを除き、翌日連続して開廷しなければならず、次回の開廷が事故により15日以上の間隔が生じるときは、公判手続を更新しなければならない。

第294条（審判の停止①）

1　被告人が精神またはその他の知的障害のため、訴訟行為の意義を理解することができないとき、またはその理解に従って訴訟行為をする能力が欠如するときは、それが回復するまで、審判を停止しなければならない。

2　被告人が疾病のため出頭することができないときは、出頭できるようになるまで、審判を停止しなければならない。

3　前２項の被告人に明らかに無罪または刑の免除の判決を言い渡すべき事情があるときは、その出頭を待たず直ちに判決をすることができる。

4　代理人の使用を許可する事件で代理人を委任したときは、前３項の規定を適用しない。

5　第１項または第２項の審判停止の理由があるときは、当事者、弁護人または補佐人は、審判を停止することを請求することができる。

第295条（審判の停止②）

犯罪が成立するかどうかが他の罪によって判断されるものである場合に、他の罪が起訴されたときは、その判決が確定するまで、本罪の審判を停止することができる。

第296条（審判の停止③）

被告人が他の罪を犯して起訴され重刑の判決を受けるべき場合にあり、法院が、本罪の科刑が執行すべき刑と重大な関係にないと認めるときは、他の罪の判決が確定するまで、本罪の審判を停止することができる。

第297条（審判の停止④）

犯罪が成立するかどうかまたは刑罰を免除するかどうかが民事の法律関係によって判断されるものである場合に、民事訴訟が提起されたときは、その手続が終結するまで、審判を停止することができる。

第298条（審判停止の回復）

第294条第１項、第２項及び第295条ないし第297条の審判停止の原因が消滅したときは、法院は、審判を継続しなければならず、当事者、弁護人または補佐人は、法院に対して、審判を継続することを請求することができる。

第298条の１（審判停止、継続等の決定についての抗告）

第294条第１項、第２項及び前４条の審判を停止または継続する決定、第294条第５項または前条の請求を却下する決定に対しては、抗告を提起することができる。

第299条（科刑または刑の免除の判決）

１　被告人の犯罪が証明された場合には、科刑の判決を言い渡さなければならない。ただし、その刑を免除するときは、刑の免除の判決を言い渡さなければならない。

２　刑法第61条の規定により、前項の刑の免除の判決をする前に、事情を斟酌し、告訴人または自訴人の同意を経た上で、被告人に対して、次の各号の事項をすることを命ずることができる。

一　被害者に謝罪すること。

二　過ちを悔い改める旨の手紙を書くこと。

三　被害者に相当の額の慰謝料を支払うこと。

３　前項の場合は、判決書内に付記しなければならない。

４　第２項第３号は、民事強制執行の債務名義となることができる。

第300条（適用罰条の変更）

前条の判決により、起訴された犯罪事実については、検察官が引用した適用すべき罰条を変更することができる。

第301条（無罪の判決）

1　被告人の犯罪を証明することができず、またはその行為が罰せられないときは、無罪の判決を言い渡さなければならない。

2　刑法第18条第１項[43]または第19条第１項によりその行為が罰せられず、保安処分を言い渡す必要があると認めるときは、その処分及び期間を言い渡さなければならない。

第302条（免訴の判決）

事件に次の事情のいずれかがあるときは、免訴の判決を言い渡さなければならない。

一　確定判決を経たとき。

二　時効が完成したとき。

三　大赦があったとき。

四　犯罪後の法律により刑が廃止されたとき。

第303条（不受理の判決①）

事件に次の事情のいずれかがあるときは、不受理の判決を言い渡さなければならない。

一　起訴の手続が規定に違反するとき。

二　公訴または自訴を提起した事件について、同一法院にさらに起訴したとき。

三　告訴または請求を待って論ずる罪については、告訴、請求がないとき、その告訴、請求が取り下げられたとき、または告訴期間が過ぎたとき。

四　不起訴処分または起訴の取下げをしたことがあったとき、または起訴猶予が期間満了前に取り消されていないときに、第260条第１項の規定に違反し、さらに起訴したとき。

五　被告人が死亡、または被告人たる法人が存続しなくなったとき。

六　被告人に対して裁判権を有しないとき。

七　第８条の規定により審判をすることができないとき。

第304条（管轄違いの判決）

管轄権がない事件については、管轄違いの判決を言い渡さなければならず、同時に管轄法院に移送することを言い渡さなければならない。

第305条（被告人の陳述を待たない判決①）

被告人が陳述を拒んだときは、その陳述を待たず直ちに判決をすることができ、被告人が許可を受けず退廷する場合も、同様である。

第306条（被告人の陳述を待たない判決②）

法院が拘留、罰金に処すべき、または刑の免除もしくは無罪を言い渡すべきであると認める事件については、被告人が、召喚が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないときは、その陳述を待たず直ちに判決をすることができる。

第307条（口頭弁論を経ない判決①）

第161条第４項、第302条ないし第304条の判決は、口頭弁論を経ずこれを行うことができる。

第308条（判決書の内容）

判決書には、その裁判の主文及び理由をそれぞれ記載しなければならず、有罪の判決書には、犯罪事実を記載し、さらに理由と併せて記載することができる。

第309条（有罪の判決書の主文）

有罪の判決書には、主文内に犯した罪を記載し、事件の状況に応じて、次の事項を記載しなければならない。

一　言い渡した主刑、従刑、刑の免除または没収。

二　有期懲役または拘留を言い渡す場合に、罰金に換刑（原文：易科罰金）するときは、その換算の基準。

三　罰金を言い渡す場合に、労役に換刑（原文：易服労役）するときは、その換算の基準。

四　訓戒をもって換刑することを言い渡すときは、その言渡し。

五　刑の執行猶予を言い渡すときは、その刑の執行猶予期間。

六　保安処分を言い渡すときは、その処分及び期間。

翻　　訳

第310条（有罪の判決書の理由）

有罪の判決書には、事件の状況に応じて、次の事項を理由の箇所に記載しなければならない。

一　犯罪事実を認定するために根拠とする証拠及びその認定の理由。

二　被告人に有利な証拠を採択しないときは、その理由。

三　科刑時に刑法第57条または第58条[44]に規定する事項を斟酌する状況。

四　刑罰に加重、減軽または免除があるときは、その理由。

五　訓戒をもって換刑するとき、または刑の執行猶予をするときは、その理由。

六　没収、保安処分を言い渡すときは、その理由。

七　適用する法律。

第310条の１（有罪の判決書の簡略）

１　有罪判決が罰金に換刑することができる６ヶ月以下の有期懲役、拘留、罰金または刑の免除を言い渡すときは、その判決書には、判決主文、犯罪事実、証拠名称、被告に有利な証拠を採択しない理由及び適用すべき罰条のみを記載することができる。

２　前項の判決は、法院の認定する犯罪事実が起訴状の記載と同様であるときに、引用することができる。

第310条の２（簡易公判手続を適用する有罪の判決書の作成）

簡易公判手続を適用する有罪の判決書の作成は、第454条の規定を準用する。

第310条の３（没収の判決）

有罪判決において没収を言い渡した場合を除き、没収を言い渡した判決には、その裁判の主文、没収を構成する事実及び理由を記載しなければならない。理由には、事件の状況に応じて、事実を認定するために根拠とした証拠及びその認定の理由、被告に有利な証拠を採択しなかった理由及び適用すべき法律を記載しなければならない。

第311条（判決の宣告①）

単独体で審判をする事件については、判決の宣告は、弁論が終結した日から、２週間以内にこれを行わなければならず、合議体で審判をする場合には、３週

間以内にこれを行わなければならない。ただし、事件内容が複雑であり、または特殊な事情があるときは、この限りでない。

第312条（判決の宣告②）

判決の宣告は、被告人が在廷していない場合であっても、これを行わなければならない。

第313条（判決の宣告③）

判決の宣告は、審判に関与した法官によるものに限らない。

第314条（上訴期間等の告知）

１　判決が上訴をすることができるときは、その上訴期間及び上訴申立書（原文：上訴状）を提出する法院について、宣告するときに、併せて告知し、被告人に送達する判決の正本に記載しなければならない。

２　前項の判決の正本は、告訴人及び告発人に送達しなければならず、告訴人は、上訴期間内に、検察官に対して、意見を陳述することができる。

第314条の１（論罪の罰条の付記）

有罪判決の正本には、論罪の罰条の全文を付記しなければならない。

第315条（判決書の新聞掲載）

刑法の偽証及び虚偽告訴罪または名誉及び信用妨害罪章の罪を犯したときは、被害者またはその他の告訴権を有する者の請求により、判決書の全部または一部を新聞に掲載することができ、その費用は、被告人が負担する。

第316条（無罪等の言渡しと勾留の失効）

勾留されている被告人は、無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、罰金、訓戒をもって換刑することまたは第303条第３号、第４号の不受理の判決を受けたときは、勾留を取り消したものとみなす。ただし、上訴期間内または上訴中に、保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限することができ、この場合においては、第116条の２の規定を準用する、保証金を立てること、身元を引き受けることまたは住居を制限することができず、必要な事情があるときは、勾留を継続することができる。

第317条（押収物の還付①）

押収物は、没収が言い渡されていないときは、直ちに還付しなければならない。

ただし、上訴期間内または上訴中に必要な事情がある場合は、これの差押えを継続することができる。

第318条（押収物の還付②）

１　差し押さえた贓物は、第142条第１項により被害者に還付すべきときは、その請求を待たず直ちに還付しなければならない。

２　第142条第２項により仮還付した物は、他の言渡しがないときは、既に還付の決定があったものとみなす。

第二章　自訴

第319条（自訴権者、自訴の不可分）

１　犯罪の被害者は、自訴を提起することができる。ただし、行為能力がない、行為能力の制限を受け、または死亡したときは、その法定代理人、直系の血縁または配偶者がこれを行うことができる。

２　前項の自訴の提起は、弁護士に委任してこれを行わなければならない。

３　犯罪事実の一部について自訴を提起するときは、他の部分について自訴を提起することができない場合であっても、自訴を提起することができるものとして論ずる。ただし、自訴を提起することのできない部分が比較的重い罪、またはその第一審が高等法院の管轄に属する、または第321条の場合であるときは、この限りでない。

第320条（自訴の方式、自訴状とその記載要件）

１　自訴を提起するには、管轄法院に自訴状を提出してこれを行なわなければならない。

２　自訴状には、次の事項を記載しなければならない。

一　被告人の氏名、性別、年齢、本籍、住所もしくは居所またはその他識別に資するに足りる特徴。

二　犯罪事実及び証拠並びに適用すべき罰条。

３　前項の犯罪事実には、犯罪を構成する具体的な事実及びその犯罪の日、時、場所、方法を記載しなければならない。

４　自訴状は、被告人の人数に応じて、謄本を提出しなければならない。

第321条（自訴の提起の制限①）

直系の尊属または配偶者に対しては、自訴を提起することはできない。ただし、第258条の３第２項後段の決定により自訴を提起するときは、この限りでない。

第322条（自訴の提起の制限②）

告訴または請求を待って論ずる罪については、告訴または請求をすることができなくなったときは、さらに自訴をすることはできない。

第323条（自訴の提起の制限③）

１　同一事件について検察官が第228条の規定により捜査を開始した場合には、さらに自訴をすることはできない。ただし、告訴を待って論ずる罪については、犯罪の直接の被害者が自訴を提起するとき、または第258条の３第２項後段の決定により自訴を提起するときは、この限りでない。

２　捜査を開始した後、検察官は、自訴が先にあること、または前項ただし書の事情があることを知ったときは、直ちに捜査を停止し、事件を法院に移送しなければならない。ただし、急迫の事情がある場合は、検察官は必要な処分をしなければならない。

第324条（自訴の効力）

同一事件について自訴を提起したときは、さらに告訴をすること、または第243条の請求をすることはできない。

第325条（自訴の取下げ）

１　告訴または請求を待って論ずる罪については、自訴人は、第一審の弁論終結前に、その自訴を取り下げることができる。

２　自訴を取り下げるには、書面でこれをしなければならない。ただし、公判期日または尋問を受ける時には、口頭でこれを行うことができる。

３　書記官は、速やかに自訴を取り下げた事由を被告人に通知しなければならない。

４　自訴を取り下げた者は、さらに自訴、告訴または請求をすることができない。

第326条（自訴の取り下げの教示等）

１　法院または受命法官は、第一回公判期日前に、自訴人、被告人を尋問し、

証拠を取り調べることができ、事件が民事であるとき、または自訴手続を利用して被告人を恫喝するものであると発見したときは、自訴人に自訴を取り下げることを教示することができる。

２　前項の尋問は、これを公開しない。必要があるのでなければ、先に被告人を召喚して尋問をすることはできない。

３　第１項の尋問及び取調べの結果については、事件に第252条、第253条、第254条の事情があると認めるときは、決定で自訴を却下することができ、この場合においては、第253条の２第１項第１号ないし第４号、第２項及び第３項の決定を準用する。

４　自訴を却下する決定が確定したときは、第260条第１項各号の事情のいずれかがあるのでなければ、同一事件についてさらに自訴をすることはできない。

第327条（自訴代理人の出頭の通知、自訴人本人の召喚）

１　自訴代理人に出頭することを命ずるには、これに通知しなければならず、自訴人本人に出頭することを命ずる必要があるときは、これを召喚しなければならない。

２　第71条、第72条及び第73条の規定は、自訴人の召喚についてこれを準用する。

第328条（自訴状の送達）

法院は、自訴状を受け取った後、速やかにその謄本を被告人に送達しなければならない。

第329条（自訴代理人の権限、不受理の判決②）

１　検察官が公判期日に行うことができる訴訟行為については、自訴手続においては、自訴代理人がこれを行う。

２　自訴人が代理人を委任しなかった場合は、法院は、期間を定めて決定でそれに代理人を委任することを命じなければならず、期間を超えてもなお委任しないときは、不受理の判決を言い渡さなければならない。

第330条（検察官の自訴に関する協力）

１　法院は、自訴事件の公判期日を検察官に通知しなければならない。

２　検察官は、自訴事件については、公判期日に出廷して意見を陳述すること

ができる。

第331条（不受理の判決③）

自訴代理人が、通知が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しない場合は、さらに通知し、自訴人に告知しなければならない。自訴代理人が正当な理由なくなお出頭しないときは、不受理の判決を言い渡さなければならない。

第332条（自訴の承継、担当）

自訴人が弁論終結前に、行為能力を喪失した場合、または死亡した場合には、第319条第１項に挙げられる自訴を提起することができる者は、１ヶ月以内に、法院に訴訟を承継することを請求することができ、訴訟を承継する者がおらず、または期間を超えても承継をしないときは、法院は、事件の状況に応じて、直ちに判決をする、または検察官に訴訟を担当することを通知しなければならない。

第333条（審判の停止⑤）

犯罪が成立するかどうかまたは刑罰を免除するかどうかが民事の法律関係によって判断される場合において、民事訴訟が起訴されていないときは、審判を停止し、期間を限定して自訴人に民事訴訟を提起することを命じ、期間を超えても提起しないときは、決定でその自訴を却下しなければならない。

第334条（不受理の判決④）

自訴を提起することができないにもかかわらず提起したときは、不受理の判決を言い渡さなければならない。

第335条（管轄違いの判決と移送）

管轄違いの判決を言い渡したときは、自訴人の申立てがなければ、事件を管轄法院に移送することを要しない。

第336条（自訴の判決書、検察官の処分）

１　自訴事件の判決書は、管轄検察官に送達しなければならない。

２　検察官は、不受理または管轄違いの判決書を受け取った後に、公訴を提起すべきであると認めるときは、直ちに捜査を開始または続行しなければならない。

第337条（上訴期間等の告知についての準用）

第314条第１項の規定は、自訴人にこれを準用する。

第338条（自訴の反訴）

自訴を提起する被害者が罪を犯し、自訴事実と直接関連し、被告人がその被害者であるときは、被告人は、第一審の弁論終結前に、反訴を提起することができる。

第339条（自訴規定の準用）

反訴は、自訴の規定を準用する。

第340条（削除）

第341条（反訴の判決の時期）

反訴は、自訴と同時に判決をしなければならない。ただし、必要があるときは、自訴の判決をした後に、これを判決することができる。

第342条（反訴の独立性）

自訴の取下げは、反訴に影響を与えない。

第343条（公訴規定の準用）

自訴手続については、本章に特段の規定があるものを除き、第246条、第249条及び前章第二節、第三節の公訴に関する規定を準用する。

第三編　上訴

第一章　通則

第344条（上訴権者①）

１　当事者は、下級の法院の判決に対して不服があるときは、上級の法院に上訴をすることができる。

２　自訴人が弁論終結後、行為能力を喪失したとき、または死亡したときは、第319条第１項に挙げられる自訴を提起することができる者は、上訴をすることができる。

３　告訴人または被害者は、下級の法院の判決に対して不服があるときは、理由を付し、検察官に対して、上訴をすることを請求することができる。

４　検察官は、被告人の利益のために上訴をすることができる。

５　死刑が言い渡された事件については、原審法院は、上訴を待たず職権によって直ちに管轄の上級の法院に送付して審判させ、当事者に通知しなければならない。

６　前項の場合は、被告人が上訴を提起したものとみなす。

第345条（上訴権者②）

被告人の法定代理人または配偶者は、被告人の利益のため独立して上訴をすることができる。

第346条（上訴権者③）

原審の代理人または弁護人は、被告人の利益のため上訴をすることができる。ただし、被告人の明示の意思に反してはならない。

第347条（上訴権者④）

検察官は、自訴事件の判決に対して、独立して上訴をすることができる。

第348条（上訴の範囲、上訴の不可分）

１　上訴は、判決の一部に対してこれを行うことができる。

２　判決の一部に対して上訴をする場合には、その関係がある部分についても上訴をしたものとみなす。ただし、関係のある部分が無罪、免訴または不受理となるときは、この限りでない。

３　上訴は、判決の刑、没収または保安処分の部分のみを明示し、これに対して行うことができる。

第349条（上訴期間）

上訴期間は、20日とし、判決が送達した後から起算する。ただし、判決が宣告された後の送達前の上訴は、なお効力を有する。

第350条（上訴提起の方式）

１　上訴を提起するには、上訴状（原文：上訴書状）を原審法院に提出してこれを行わなければならない。

２　上訴状は、相手方の当事者の人数に応じて、謄本を提出しなければならない。

第351条（在監中の被告人の上訴）

1　監獄または看守所にいる被告人が、上訴期間内に当該監所の長官に上訴状を提出したときは、上訴期間内にした上訴とみなす。

2　被告人が自ら上訴状を作成することができないときは、監所の公務員は、その者に代わって作成しなければならない。

3　監所の長官は、上訴状を受け取った後、受け取った年、月、日、時を付記し、原審法院に送付しなければならない。

4　被告人の上訴状については、監所の長官を経ず提出したときは、原審法院の書記官は、上訴状を受け取った後、直ちに監所の長官に通知しなければならない。

第352条（上訴状の謄本の送達）

原審法院の書記官は、速やかに上訴状の謄本を相手方の当事者に送達しなければならない。

第353条（上訴権の放棄）

当事者は、その上訴権を放棄することができる。

第354条（上訴の取下げ）

上訴は、判決の前に、これを取り下げることができる。事件が第三審法院により原審法院に差し戻されたとき、または原審法院と同等の他の法院に送付されたときも、同様である。

第355条（上訴の取下げの制限①）

被告人の利益のため上訴をするときは、被告人の同意を得なければ、取り下げることはできない。

第356条（上訴の取下げの制限②）

自訴人が上訴をするときは、検察官の同意を得なければ、取り下げることはできない。

第357条（上訴権の放棄、上訴の取下げの管轄）

1　上訴権の放棄は、原審法院に対してこれを行わなければならない。

2　上訴の取下げは、上訴審法院に対してこれを行わなければならない。ただし、当該一件記録が上訴審法院に送付されるまでは、原審法院に対してこれを

行うことができる。

第358条（上訴権の放棄、上訴の取下げの方式）

１　上訴権の放棄及び上訴の取下げは、書面でこれを行わなければならない。ただし、公判期日の場合は、口頭でこれを行うことができる。

２　第351条の規定は、被告人が上訴権を放棄し、または上訴を取り下げるについてこれを準用する。

第359条（上訴権の放棄、上訴の取下げの効果）

上訴権を放棄した者または上訴を取り下げた者は、その上訴権を喪失する。

第360条（上訴権の放棄、上訴の取下げの通知）

上訴権の放棄及び上訴の取下げについては、書記官は、速やかに相手方の当事者に通知しなければならない。

第二章　第二審

第361条（控訴提起の方式）

１　地方法院の第一審判決に不服があって控訴をするときは、管轄第二審の高等法院に対してこれを行わなければならない。

２　控訴状には、具体的な理由を記載しなければならない。

３　控訴状に控訴理由を記載していない場合は、控訴期間終了後20日以内に理由書を原審法院に補足提出しなければならない。期間を超えても補足提出されないときは、原審法院は、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

第362条（控訴却下の決定①）

原審法院は、控訴が法律上の方式に合致しない、法律上許容できない、または上訴権が喪失したと認める場合には、決定でこれを却下しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致しない場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

第363条（一件記録及び証拠物の送付①、被告人の引致）

１　前条の場合を除き、原審法院は、速やかに当該事件の一件記録及び証拠物を第二審法院に送付しなければならない。

２　被告人が看守所または監獄にあり、第二審法院の所在地にいないときは、

原審法院は、被告人を第二審法院の所在地の看守所または監獄に引致することを命じ、第二審法院に通知しなければならない。

第364条（第一審審判規定の準用①）

第二審の審判については、本章に特段の規定があるものを除き、第一審審判の規定を準用する。

第365条（控訴要旨の陳述）

審判長は、第94条により被告人を尋問した後、控訴人に対して控訴の要旨を陳述することを命じなければならない。

第366条（第二審法院の調査の範囲）

第二審法院は、原審判決の控訴された部分についてこれを調査しなければならない。

第367条（控訴却下の判決）

第二審法院は、上訴状に理由を記載していない場合、または控訴に第362条前段の事情があると認める場合には、判決でこれを却下しなければならない。ただし、その事情について補正することができるにもかかわらず、原審法院が補正を命じていないときは、審判長は、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

第368条（控訴棄却の判決）

第二審法院は、控訴を理由がないと認めるときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第369条（原審判決の破棄①）

１　第二審法院は、控訴を理由がある、または控訴を理由がないにもかかわらず、原審判決が不当または違法であると認める場合には、原審判決の控訴された部分を破棄し、当該事件について自ら判決をしなければならない。ただし、原審判決が管轄違い、免訴または不受理を言い渡したことが不当であることによりこれを破棄するときは、判決で当該事件を原審法院に差し戻すことができる。

２　第二審法院は、原審判決が管轄違いを言い渡さなかったことが不当であることによりこれを破棄する場合に、第二審法院が第一審の管轄権を有するとき

は、第一審の判決をしなければならない。

第370条（不利益変更禁止の原則①）

１　被告人による控訴または被告人の利益のために控訴する場合は、第二審法院は、原審判決の刑より重い刑を言い渡すことができない。ただし、原審判決の罰条適用が不当であるためこれを取り消したときは、この限りでない。

２　前項の刑は、宣告刑及び合併罪が定める執行すべき刑を指す。

３　第１項の規定は、第一審または第二審の合併罪の判決において、一部の控訴が取り消された後に、あらためて他の決定で執行すべき刑を定めるときに、これを準用する。

第371条（被告人の陳述を待たない判決③）

被告人が、召喚が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないときは、その陳述を待たず直ちに判決をすることができる。

第372条（口頭弁論を経ない判決②）

第367条の判決及び原審が言い渡した管轄違い、免訴または不受理の判決に対して控訴をするときに、第二審法院がその理由がないと認めて控訴を棄却する場合、または理由があると認めて当該事件を差し戻す場合の判決は、口頭弁論を経ずこれを行うことができる。

第373条（第一審の判決書の引用）

第二審の判決書には、第一審の判決書に記載した事実、証拠及び理由を引用することができ、事件の重要事項について第一審が述べていないとき、または第二審において提出された被告人に有利な証拠または弁解が採択されないときは、その理由を補充記載しなければならない。

第374条（上告理由書の提出期間の記載）

第二審判決について、被告人または自訴人が上告をすることができるときは、上告理由書の提出期間を送達する判決の正本に記載しなければならない。

第三章　第三審

第375条（上告提起の方式①）

１　高等法院の第一審または第二審判決に不服があって上告をするときは、最

高法院に対してこれを行わなければならない。

２　最高法院が高等法院の第一審判決に不服があって上告を審判する場合にも、第三審手続を適用される。

第376条（上告のできない判決）

１　次の各罪の事件は、第二審判決を経た場合には、第三審法院に上告をすることができない。ただし、第一審法院が言い渡した無罪、免訴、不受理または管轄違いの判決を第二審法院が取り消し、無罪の判決を言い渡したときは、被告人または被告人の利益のために上告をすることができる者は、上告を提起することができる。

一　主刑が３年以下の有期懲役、拘留または専科罰金に当たる罪。

二　刑法第277条第１項の傷害罪。

三　刑法第320条、第321条の窃盗罪。

四　刑法第335条、第336条第２項の横領罪。

五　刑法第339条、第341条の詐欺罪。

六　刑法第342条の背任罪。

七　刑法第346条の恐喝罪。

八　刑法第349条第１項の贓物罪。

九　麻薬危害抑制条例第10条第１項の第一級麻薬の使用罪、第11条第４項の第二級麻薬正味純量20グラム以上の所持罪。

２　前項ただし書の規定により上告をし、第三審法院が取り消し、原審法院に差し戻されたとき、またはその他の第二審法院に送付して審判させたときは、第三審法院に上告をすることはできない。

第377条（上告の理由①）

第三審法院に上告をするには、判決が法令に違反することを理由とするのでなければ、これを行うことはできない。

第378条（法令違反の意味）

判決が法律を適用せず、または適用が不当であるときは、法令に違反するものとする。

第379条（法令違反の判決）

次の事情のいずれかがあるときは、その判決は、当然に法令に違反するものとする。

一　法院の組織が適法でないとき。

二　法律または裁判により忌避すべき法官が審判に関与したとき。

三　審判の公開を禁止することが法律の規定によらないとき。

四　法院の認めた管轄の有無が不当であるとき。

五　法院の訴訟を受理する、または受理しないことが不当であるとき。

六　特段の規定があるものを除き、被告人が公判期日に出頭していないにもかかわらず、直ちに審判を行ったとき。

七　本法により弁護人を用いるべき事件または既に弁護人を指定した事件について、弁護人が出頭して弁護をしていないにもかかわらず、直ちに審判を行ったとき。

八　特段の規定があるものを除き、検察官または自訴人が出廷して陳述していないにもかかわらず、審判を行ったとき。

九　本法により審判を停止する、または更新すべきであるにもかかわらず、停止または更新しなかったとき。

一〇　本法により公判期日に取り調べるべき証拠について取り調べなかったとき。

一一　被告人に最後の陳述の機会を与えなかったとき。

一二　本法に特段の規定があるものを除き、既に請求を受けた事項について判決をせず、または請求を受けない事項について判決をしたとき。

一三　審理に関与していない法官が判決に関与したとき。

一四　判決に理由を記載せず、または記載した理由が矛盾するとき。

第380条（上告の制限）

前条の場合を除き、訴訟手続が法令に違反する場合であっても、明らかに判決に影響がないときは、上告の理由とすることはできない。

第381条（上告の理由②）

原審判決後に、刑の廃止、変更または免除があるときは、上告の理由とするこ

とができる。

第382条（上告提起の方式②）

１　上告状には、上告の理由を記載しなければならず、その記載がない場合には、上告提起後20日以内に理由書を原審法院に補足提出することができ、補足提出しないときは、それに補足提出することを命ずることを要しない。

２　第350条第２項、第351条及び第352条の規定は、前項の理由書についてこれを準用する。

第383条（答弁書の提出）

１　相手方の当事者は、上告状を受け取った後、または補足提出の理由書が送達した後、10日以内に答弁書を原審法院に提出することができる。

２　検察官が相手方の当事者であるときは、上告の理由について答弁書を提出しなければならない。

３　答弁書については、謄本を提出しなければならず、原審法院の書記官がこれを上告人に送達する。

第384条（上告却下の決定）

原審法院は、上告が法律上の方式に合致しない、法律上許容できない、または上訴権が喪失したと認められる場合には、決定でこれを却下しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致しないに場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

第385条（一件記録及び証拠物の送付②）

１　前条の場合を除き、原審法院は、答弁書の受領後または答弁書の提出期間経過後、速やかに当該事件の一件記録及び証拠物を第三審法院に対応する検察署検察官に送付しなければならない。

２　第三審法院に対応する検察署検察官は、一件記録及び証拠物を受け取った後、７日以内に意見書を添付して第三審法院に送付しなければならない。ただし、原審法院に対応する検察署検察官が提出した上告状または答弁書に他の意見がないときは、意見書の添付を要しない。

３　検察官が当事者とならない上告事件については、原審法院は、一件記録及び証拠物を直ちに第三審法院に送付しなければならない。

第386条（書面の補足提出）

１　上告人及び相手方の当事者は、第三審法院が判決する前に、上告理由書、答弁書、意見書または追加理由書を第三審法院に提出することができる。

２　前項の書面については、謄本を提出しなければならず、第三審法院の書記官がこれを相手方の当事者に送達する。

第387条（第一審審判規定の準用②）

第三審の審判については、本章に特段の規定があるものを除き、第一審審判の規定を準用する。

第388条（強制弁護及び指定弁護の排除）

第31条の規定は、第三審の審判についてこれを適用しない。

第389条（口頭弁論を経ない判決③）

１　第三審法院の判決は、口頭弁論を経ずこれを行う。ただし、法院が、必要があると認めるときは、弁論を命ずることができる。

２　前項の弁論は、弁護士が代理人または弁護人として充てられていなければ、これを行うことができない。

第390条（受命法官の指定とその権限②）

第三審法院が弁論を命ずる事件については、合議体の構成員の１人を受命法官に任じ、これに上告及び答弁の要旨を調査させ、報告書を作成させることができる。

第391条（報告書の朗読、上告の旨の陳述）

１　公判期日には、受命法官は弁論前に、報告書を朗読しなければならない。

２　検察官または代理人、弁護人が先に上告の旨を陳述し、さらに弁論をしなければならない。

第392条（片方または双方とも出頭しない判決）

公判期日に、被告人または自訴人の代理人、弁護人が出頭しないときは、検察官または相手方の当事者の代理人、弁護人が陳述した後に、直ちに判決をしなければならない。被告人及び自訴人の代理人、弁護人とも出頭しないときは、弁論を行わないことができる。

第393条（第三審法院の調査の範囲）

第三審法院の調査は、上告理由によって指摘された事項に限る。ただし、次の事項については、職権でこれを調査することができる。

一　第379条各号に挙げられる事情。

二　免訴事由の有無。

三　確定した事実についての法令援用の当否。

四　原審判決後の刑の廃止、変更または免除。

五　原審判決後の赦免または被告人の死亡。

第394条（事実の取調べ）

１　第三審法院は、第二審判決が確認した事実を判決の基礎としなければならない。ただし、訴訟手続及び職権で調査をすることができる事項については、事実を取り調べることができる。

２　前項の取調べは、受命法官にこれをさせ、他の法院の法官に取り調べることを嘱託することができる。

３　前２項の取調べの結果、起訴手続が規定に違反すると認められるときは、第三審法院は、その補正を命ずることができる。その法院に裁判権がなかったものの、原審判決後の法令により裁判権を有したときは、裁判権を有しないものとはみなされない。

第395条（上告却下の判決）

第三審法院は、上告に第384条の事情があると認めるときは、判決でこれを却下しなければならず、それが第382条第１項の定める期間を超えて第三審法院が判決する前にあってもなお上告理由書を提出しないときについても、同様である。

第396条（上告棄却の判決）

１　第三審法院は、上告を理由がないと認めるときは、判決でこれを棄却しなければならない。

２　前項の場合は、同時に執行猶予を言い渡すことができる。

第397条（原審判決の破棄②）

第三審法院は、上告を理由がある認めるときは、原審判決の上告された部分を

破棄しなければならない。

第398条（原審判決の破棄③）

第三審法院は、原審判決に次の事情のいずれかがあるためこれを破棄する場合には、当該事件について自ら判決をしなければならない。ただし、後２条の判決をすべきときは、この限りでない。

一　法令に違反する場合であっても、事実の確定に影響を与えず、これを裁判の根拠とすることができるとき。

二　免訴または不受理を言い渡すべきとき。

三　第393条第４号または第５号の事情があるとき。

第399条（原審判決の破棄④）

第三審法院は、原審判決が管轄違い、免訴または不受理を言い渡したことが不当であるとしてこれを破棄するときは、判決で当該事件を原審法院に差し戻さなければならない。ただし、必要があるときは、直ちに第一審法院に差し戻すことができる。

第400条（原審判決の破棄⑤）

第三審法院は、原審判決が管轄違いを言い渡さなかったことが不当であることによりこれを破棄する場合には、判決で当該事件を管轄第二審または第一審法院に送付しなければならない。ただし、第４条に挙げられる事件については、管轄権を有する原審法院が第二審判決をしたときは、管轄違いとして論じない。

第401条（原審判決の破棄⑥）

第三審法院は、前３条以外の事情により原審判決を破棄するときは、判決で当該事件を原審法院に差し戻す、または原審法院と同級の他の法院に送付しなければならない。

第402条（原審判決の破棄の効力）

被告人の利益のために原審判決を破棄するときに、共同被告人に共同の破棄の理由がある場合は、その利益は、共同被告人にも及ぶ。

（35）　中華民国の警察事務の最高主管機関であり、日本の「警察庁」に当たる。

（36）　刑法第57条は、「科を刑するときに、行為者の責任を基礎とし、並びに一切の

情状を斟酌し、特に次の事項に注意し、科刑の軽重の基準にしなければならない。一　犯罪の動機、目的。二　犯罪時に受けた刺激。三　犯罪の手段。四　犯罪行為者の生活状況。五　犯罪行為者の品行。六　犯罪行為者の知識程度。七　犯罪行為者と被害者の関係。八　犯罪行為者の義務違反の程度。九　犯罪から生じた危険または損害。一〇　犯罪後の態度」としている。

(37)　刑法第83条第３項には、所定の事情がある場合には、時効停止の原因が消滅したものとみなし、その停止の原因が消滅した日から経過した期間と時効停止前の経過期間を加算すると定められており、この規定を適用しない結果、起訴猶予の期間は、追訴権の時効に算入されることになる。

(38)　刑法第38条第２項は、「犯罪の用、犯罪予備に供する物または犯罪によって生じた物が、犯罪行為者に属する場合には、これを没収することができる。ただし、特段の規定があるときは、その規定による」とし、第３項は、「前項の物が犯罪行為者以外の自然人、法人または法人でない団体に属し、正当な理由がなく提供または取得したときは、これを没収することができる」としている。

(39)　刑法第38条の１第１項は、「犯罪収益が、犯罪行為者に属する場合には、これを没収する。ただし、特段の規定があるときは、その規定による」とし、第２項は、「犯罪行為者以外の自然人、法人または法人でない団体が、次の事情のいずれかによって犯罪収益を取得したときも、同様である。一　他人の違法行為を明らかに知りながら取得したとき。二　他人の違法行為により無償または明らかに相当でない対価で取得したとき。三　犯罪行為者が他人のために違法行為を実行し、他人がこれによって取得したとき」としている。

(40)　刑法第61条は、「次の各罪のいずれかを犯し、情状が軽微であって明らかに重すぎると認められるべきであり、第59条の規定（犯罪の情状からして、最低限の刑に処してもなお過重の疑いがあると認めるときは、その刑を酌量減軽することができる）によりその刑を減軽してもなお過重の疑いがあると認めるときは、その刑を免除することができる。一　主刑が３年以下の有期懲役、拘留または専科罰金に当たる罪。ただし、第131条第１項（公務員の図利罪）、第143条（投票権者の収賄罪）、第145条（誘惑投票罪）、第186条（危険物製造・販売・所持罪）、第272条第３項（直系の血縁の尊属の殺人予備罪）及び第276条第１項（過失致死罪）の罪は、この限りでない。二　第320条、第321条の窃盗罪。三　第335条、第336条第２項の横領罪。四　第339条、第341条の詐欺罪。五　第342条の背任罪。六　第346条の恐喝罪。七　第349条第２項の贓物罪」としている。

(41)　コカイン、あへん等の麻薬を指す（同法第２条第２項第１号参照）。

(42)　マリファナ、アンフェタミン等の麻薬を指す（同法第２条第２項第２号参照）。

(43)　刑法第18条第１項は、「14歳に満たない者の行為は、罰しない」としている。

(44)　刑法第58条は、「罰金を科するときは、前条の規定によるものを除き、犯罪行為者の資力及び犯罪により取得した利益を斟酌しなければならない。取得した利益が罰金の最高額を超えたときは、所得した利益の範囲内で酌量過重することができる」としている。